

軽自動車税（種別割）の減免について ※減免できる車両は、普通自動車を含めて1人1台です。

◎減免申請の方法

1. 必要なもの
 - 納税通知書
 - 納税義務者の印鑑：認印可
 - 交付されている身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のすべて：原本必要
 - 運転する人の運転免許証：コピー可
 - 自動車検査証：コピー可。手帳を所持する本人が所有者であること（※注1）。
 - 納税義務者の個人番号がわかるもの：個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し
2. 申請期間 **○納税通知書受領後から納期限前7日まで**
3. 手続き場所 ○南関町役場 税務住民課 住民税係

◎減免の対象となる人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する人で以下の表に該当する人です。ただし、手帳に記載された障害名が2つ以上の場合は、各々の障害名の程度について等級（程度）が認定されます。手帳の最初のページに記載されている等級と異なる場合があります。2つ以上の場合は、あらかじめ住民税係へお問い合わせください。

障害名	区分	身体障害者福祉法施行規則	恩給法		
		別表第5号	別表第1号表の2	同第1号表の3	
視覚障害	本人が運転する場合	1級～3級及び4級の1	特別項症～第4項症		
	家族等	1級～3級及び4級の1	特別項症～第4項症		
聴覚障害	本人が運転する場合	2級及び3級	特別項症～第4項症		
	家族等	2級及び3級	特別項症～第4項症		
平衡機能障害	本人が運転する場合	3級	特別項症～第4項症		
	家族等	3級	特別項症～第4項症		
音声機能障害	本人が運転する場合	3級（咽頭摘出による音声機能障害ある場合に限る）	特別項症～第2項症（咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）		
	家族等				
上肢不自由（※注2）	本人が運転する場合	1級、2級の1及び2級の2	特別項症～第3項症		
	家族等	1級、2級の1及び2級の2	特別項症～第3項症		
下肢不自由	本人が運転する場合	1級～6級	特別項症～第6項症	第1款症～第3款症	
	家族等	1級～3級	特別項症～第3項症		
体幹不自由	本人が運転する場合	1級～3級及び5級	特別項症～第6項症	第1款症～第3款症	
	家族等	1級～3級	特別項症～第4項症		
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	本人が運転する場合	1級及び2級（1上肢のみの運動機能障害がある場合を除く）		
		家族等	1級及び2級（1上肢のみの運動機能障害がある場合を除く）		
	移動機能	本人が運転する場合	1級～6級		
		家族等	1級～3級（1下肢のみの運動機能障害がある場合を除く）		
心臓機能障害	本人が運転する場合	1級及び3級	特別項症～第3項症		
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症		
じん臓機能障害	本人が運転する場合	1級及び3級	特別項症～第3項症		
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症		
呼吸器機能障害	本人が運転する場合	1級及び3級	特別項症～第3項症		
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症		
ぼうこう機能障害	本人が運転する場合	1級及び3級	特別項症～第3項症		
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症		
直腸機能障害	本人が運転する場合	1級及び3級	特別項症～第3項症		
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症		
小腸機能障害	本人が運転する場合	1級及び3級	特別項症～第3項症		
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	本人が運転する場合	1級～3級			
	家族等	1級～3級			
肝臓機能障害	本人が運転する場合	1級～3級	特別項症～第3項症		
	家族等	1級～3級	特別項症～第3項症		
療育手帳	障害の程度が「A」と記載された者				
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行第6条第3項」に規定する障害等級が1級である者				

（注1）障がいのある人本人が18歳未満の場合（家族運転可の等級に限る。）、療育手帳（A1・A2）の場合、精神障害者保健福祉手帳（1級）の場合は、生計を一にする人が所有する軽自動車も対象に含まれます。

（注2）上肢不自由 2級の1・・・両上肢の機能の著しい障害 2級の2・・・両上肢の全ての指を欠くもの